

29.豊明市

2021年10月 日

各市町村長様
各市町村議會議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問いかれており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命とくらしを守る自治体として役割發揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命とくらしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

⇒低所得段階の軽減については、軽減拡大分で対応がされています。今後の給付費の増大など方向性の中で、引き上げを抑制に努めています。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

⇒現時点では国の示す形での減免制度の運用を考えています。

- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
⇒保険料を多段階化し高齢者への幅広い設定を行っていることで低所得者の負担軽減に努めています。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
⇒上記による軽減制度での負担軽減としています。
- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。
⇒独自での補助制度は今のところ考えていません。

★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。
⇒介護度により概ねの利用回数は示されておりますが、サービス担当者会議などを開催し、その方に必要なサービスであると判断した場合は、ケアマネもしくは地域包括支援センターの作成する個々のケアプランに基づいてサービス提供を行っております。
- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。
⇒要支援者への現行サービスについては、ケアマネが利用者本人にあった適切なサービスを選択し提供につなげることとなりますので、目標の押し付けや一方的な打ち切りは行っていません。
- ③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。
⇒法定内の繰入を行い、総合事業に必要な財源を確保しています。また保険者機能推進交付金などインセンティブを積極的に活用し財源確保に努めています。
- ④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

⇒一人でも多くの高齢者に参加していただけるよう、地域の特性を生かした特色のある通いの場の創出を目指し、充実を図っています。

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
⇒保険料に直結することもあり、利用者ニーズも把握しながら必要なサービス量を計画してまいります。
- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。
⇒状況に応じて特例的に入所が可能とする制度であることから、広報を行う予定はありません。

(4)高齢者福祉施策の充実

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。
⇒職員や講師の派遣、または講師料補助などを継続し、地域と協働で進めてまいります。
- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。
⇒住宅改修、福祉用具購入では受領委任払いを実施済みです。高額介護サービスについては医療における入院手術のような高額を一度に負担することは少ないと思われるところから実施の予定は今のところありませんが、他団体の状況などを踏まえ研究していきま

す。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

⇒他団体の状況を踏まえ研究していきます。

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

⇒現在のところ独自の施策は考えていません

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

⇒グループホームにおいて夜間を通じて1以上の配置を求めていますが、労基法による規定時間超過に対する休憩時間を与えることは人員基準を満たすこととされています(老計発033100号)

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

⇒障害者控除対象者の認定にあたっては福祉事務所長による行うこととなります、軽度認定者についてはは基準に達していない場合もあり全要介護認定者を対象とすることはできないと考えています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

⇒平成27年度より判定による認定書の発送を行っています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

⇒国保財政の健全化を図り将来にわたって国民皆保険を維持するため、一般会計からの決算補てん目的の法定外繰入金は計画的に削減・解消していくことが国から求められています。そのため、保険税率なども計画的に見直しをしていく方向です。保険税を引き下げ、その補てんに法定外繰入金を増やすことは考えていません。なお、保険税の納税が困難な方には、その理由により減免(条例)制度や、軽減制度(法定軽減、非自発離職者に対する軽減など)がありますので、そちらを活用していただいております。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

⇒現在、条例で定める保険税減免制度以上の拡充は考えておりません。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

⇒令和4年から施行される未就学児の均等割5割軽減のほかは、市単独では考えておりません。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年

または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

⇒条例で定める保険税減免制度に、収入減を理由としたものは既に規定されております。
所得がない世帯については保険税の7割軽減の対象となっています。コロナ特例減免
の適用要件については市単独では考えておりません。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を
加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の
対象としてください。

⇒市単独では考えておりません。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正
規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える
際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

⇒資格者証は発行しておりません。

また、一定の基準以上の保険税滞納のある世帯には、今後も短期保険証の交付で対応
します。

★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発
行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令
を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与な
どの差押禁止額以上は差押えないでください。

⇒債権管理課にて納税相談を実施し、加入者の生活実態を考慮した税の徴収を心がけ、
滞納処分の際には法令を遵守し実施しています。納税相談の内容から、必要に応じて
生活困窮者相談窓口へご案内することもあります。

⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度につい
て行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してくだ
さい。

⇒一部負担金減免制度は、生活保護基準の改正に伴う基準生活費の見直しのほかは、
変更する予定はありません。また、該当の方には個別に相談に応じます。

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみ
としてください。

⇒現在検討中です。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ
差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、
地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適
用をはじめ、分納・減免などで対応してください

⇒国税徴収法の規定を用い、細心の注意をして進めており、納税相談を通じて事情を把
握したうえで対応を行っております。まずは、納税相談をご活用ください。

4. 生活保護について

★①新型コロナ禍においての生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに

手続きを簡素化し、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政からまわしは行わないでください。

⇒生活保護申請が必要な相談者に対しては、相談内容を入力したシステムから申請書を出力しています。申請書は速やかに受理しており、受付した当市にて対応しています。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

⇒相談来庁者に対しては、まず豊明市生活困窮者自立相談センターで相談を受けています。その後、必要であれば福祉事務所で生活保護の申請を受理しています。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

⇒令和3年2月26日付「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(通知)及び「生活保護問答集について」の一部改正について(事務連絡)により、扶養義務照会の改正通知がありましたので、通知内容を適用しています。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

⇒住居のない人への生活困窮相談を、豊明市生活困窮者自立相談センターで受けています。寮付きの会社及び施設等を紹介して、居宅生活できるよう支援します。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

⇒必要に応じて正規職員増加を人事担当課へ要望いたします。担当者を他市との研究会等へ出席させて、日々研鑽に努めています。外部委託化は未定です。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

⇒国の方針に基づき、エアコンが必要と思われる世帯からの申請を受けた場合は、適時に一時扶助で援助します。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

⇒現行制度で県の平均的な水準は満たしているものと判断しています。今のところ現状以上の拡大、または縮小は考えておりません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

⇒現行では、義務教育である中学3年生まで現物給付化しており、今のところそれ以上は考えておりません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を

所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

⇒現行では、県下で標準以上の給付内容である精神障害者保健福祉手帳3級まで全疾患を対象としており、自立支援医療(精神通院)も助成を行っています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

⇒今のところは考えておりません。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

⇒今のところは考えておりません。

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

⇒子どもの貧困調査実施後、年2回「子どもの貧困対策施策連絡調整会議」を開催しています。会議では今後の計画策定を協議していく予定です。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

⇒自立支援給付金(教育・高等教育職業訓練)、日常生活支援事業ともに実施しています。自立支援計画の作成については、子どもの貧困調査を実施後、令和元年度に子どもの貧困対策施策連絡調整会議を2回開催しました。会議で今後計画策定を協議していく予定です。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

⇒生活困窮者学習等支援事業「かけはし」で、生活困窮世帯に対して学習等支援を実施しています。委託業者により小学4年生から中学3年生までの該当世帯児童生徒に、毎週1回全教科対応して実施しています。

また、教育委員会では現在、塾に通っていない中学生を対象に基礎的な学力向上を図るため「どうよう塾」を開設しています。教科は、数学と英語で毎月2回土曜日の午後に公共施設を利用して開催しています

「こども食堂」を実施している豊明市社会福祉協議会に対して、社会福祉課としてできる支援を実施します。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

⇒今年度より、対象を生活保護基準額の1.5倍以下の世帯に拡大しました。生活保護基

準額が減額されても、影響を受けないように対応しています。また、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費、卒業アルバム代等も援助の対象としています。今後も、実情を踏まえて支給内容を拡充していきます。周知については、入学式に保護者向けに周知するとともに、本市ホームページと広報にて周知に努めています。本年度も、新型ウイルス感染拡大等の影響を受けた世帯に向けて、期日を決めず随時受付を行っています。今後も一層周知に努めています。入学準備金の入学前支給についても、受給者の立場に立った支給を行っていきます。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

⇒給食費の無償化については、財源確保の問題もあり、現時点では検討していません。

事情により支払いができない場合については、一律の対応ではなく、きめ細やかに対応していきます。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

⇒市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯の子どもを対象に、副食費の減免をしています。

(4)保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

⇒豊明市の民営化の方向性として公立園を7園とします。

民営化する理由は、子育て世代のニーズとして、仕事と育児の両立のなかで、多様な保育ニーズに応えるためにも保育環境の整備をすることが自治体に求められています。また、市内の公立の保育施設は老朽化が進んでいることから、行政運営の見地からも民間事業者の活力を活かし、公立園を民営化します。

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

⇒令和2年3月31日公立保育所1か所を閉園し、令和2年度には民間保育所1か所 小規模保育事業所1か所 認定こども園が1か所開園しました。

市内の認可外保育施設においては、県からの権限の委譲により実施している指導監査にて、おおむね国の定める基準を満たしていることを確認しています。

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

⇒市内には、企業主導型保育事業による保育施設はありません。

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乗せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

⇒豊明市独自の基準はありません。国、県の基準を順守していただいている。

⑤職員の待遇について、公私間格差を是正してください。

⇒市内民間保育所へは、以前より国基準と市職員給与との差を是正する補助などを行つてきましたが、昨今の待遇改善制度により相当分が生じなくなつておらず、民間保育所の賃金が公立に比べ著しく低い状況にありません。公立の賃金を直接民間保育所に適用する予定はありませんが、各種の運営費補助事業により、事業所や勤務する保育士の負担軽減につなげています。

7. 障害者・児施策について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

⇒グループホームの拡充や通所施設の確保については、優先課題として認識しており、グループホームにつきましては、近年、増加傾向にあります。豊明市障害者地域自立支援協議会を主体として、市内の関係団体や事業所と連携をとりながら、安心して生活できる体制の整備について引き続き取り組んでまいります。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

⇒豊明市では、各障がい者の方が安心して在宅での生活を送れるように、各障がいサービスを利用する際には、必ず相談支援専門員にサービス等利用計画の作成をお願いしています。相談支援専門員は、障がい者が必要としている支給量を提供できるように、本人への聞き取り調査やモニタリングを実施しております。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

⇒移動支援の通園・通学・通所・通勤のための利用については、月16回の上限を設け必要性を認めた場合に利用を認めています。施設入所中の移動支援(余暇)利用については、報酬算定の重複の問題があり利用を認めない方針です。

④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

⇒入院中のヘルパー利用について、本来は病院職員による介助を受けるものと理解しておりますが、国の基準に準じ、対象基準を満たす者に対しヘルパー利用を認めるケースが出てくると思います。

⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようしてください。

⇒サービスの利用料については、障害者総合支援法で定まった基準に従い実施いたしま

す。給食費については、低所得者は食事提供加算の対象になるため、そちらで補助を行っている考えです。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

→サービスの内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則的には介護保険サービスの利用が優先されます。しかし、障がい者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々であり、一概に判断することはできません。したがって、サービスの利用に関する利用意向を聴き取りしながら、本人の必要としている支援内容について、介護保険サービスを優先すべきかを含め、適切に判断していきたいと考えています。

⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

→グループホームや施設の体制については、障害者総合支援法で基準が定められています。その中では、夜間支援や夜勤職員に対する加算が設けられており、それとは別に、市が補助を行う予定は現時点ではありません。

⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

→国の制度に基づくことを前提としており、市独自の補助は、現状、考えておりません。

⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

→現状は考えておりませんが、関連する諸制度の単価の動向や、周辺自治体の状況など、総合的に勘案し、必要に応じて対応を行います。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

→令和2年度より中学3年生を対象にインフルエンザワクチンの助成制度を開始しています。また、医療行為によち免疫が消失した場合、助成を実施しています。その他の任意予防接種について助成する予定はありません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

→豊明市の高齢者用肺炎球菌ワクチンの一部負担金は、2,500円です
高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種事業や一部負担金の引き下げは考えており

ません。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

→2回に拡充しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

→妊娠期または産後を選択していただき、助成しています。受診勧奨に努めます。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

⇒歯科衛生士を常勤で複数配置する予定はありません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

⑦新型コロナウイルス感染症にかかる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施

してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。